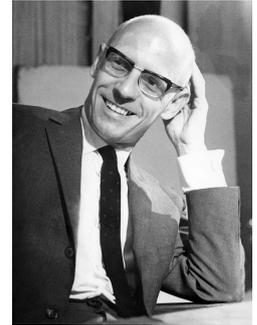


## 社会的危険性

- 古典学派の根拠が、道義的責任にあるとすると
- 実証学派の根拠は、社会的危険性、すなわち犯罪行為を犯す能力に存する

## ミシェル・フーコー(1926-1984)

- 「ベッカリーアにとっては司法は人がなすことに対してのみ適用されなければならないとするなら、「危険性」の概念を通して、人が何者であるかによって司法が適用されはじめることになる」



## 社会防衛

危険性に対する社会の側の対応は、適切な保安処分を用いた社会防衛

## 第三学派 または折衷学派

## 第三学派または折衷学派

- 古典学派と実証学派を媒介
- その方針は、イタリアの現行の刑法（ロッコ法 1930）の基礎になっている

## 第三学派の原理

- 犯罪の意思をもってなした行為についての責任性
- 有責性は、もはや自由意思とではなく、精神の正常性と関連づけられる
- 責任を問うことのできる者については、応報刑
- 社会的に危険な者については保安処分

## 社会的危険性

刑法203条は、ある人が法によって定められている犯罪を犯し、さらに新たな犯罪を犯す可能性がある場合に、その人を社会的に危険であると規定している

## 社会的危険性

- ロッコ法への実証学派の影響のもとにあり、ある人が新たに犯罪を犯す能力についての予測的判断を表す
- 未来に起こりうるさらなる犯罪を予防できるという前提に立っている

## 二元的システム

第三学派は、二元的システムに基づいている

- 責任 – 刑罰
- 危険性 – 保安処分

## 危険性という概念に対する批判

- 1970年代と80年代に多くの批判があった
- 危険性という概念の科学的な規定とそれを予測できるという専門家の能力に関する批判
- 危険性は、構築された結果としての概念である

## 予測能力に対する批判

- ある個人が潜在的に危険で再犯がありうるかどうかについて、正確に予測することは科学的に不可能であるということについて、複数の研究ですでに一致を見ている

## 精神障害と危険性

- 統計的には、精神障害をもつ人々が一般人に比べてより多くの犯罪を犯すわけではない
- いずれにせよ、社会的危険性はケースバイケースで見積もらねばならない